

京 都 大 学 に お け る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「保有個人情報」とは、本学の役員又は職員（以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の職員等が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書に記録されているものに限る。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「保有個人情報」とは、本学の役員又は職員（<u>派遣労働者を含む。</u>以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の職員等が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書に記録されているものに限る。</p> <p>3～4 (同 左)</p> <p><u>(職員等の責務)</u></p> <p><u>第2条の2 職員等は、関係法令、規程等を遵守するとともに、総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。</u></p>
<p>(中 略)</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(監査責任者)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p><u>(委員会)</u></p> <p><u>第6条の2 総括保護管理者は、必要と認めるときは、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、委員会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 委員会に関し必要な事項は、総括保護管理者が定める。</u></p> <p><u>第2章の2 教育研修</u></p> <p><u>第6条の3 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。</u></p> <p><u>2 最高情報セキュリティ責任者（京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程（平成15年達示第43号。以下「セキュリティ対策規程」という。）第4条に定めるものをいう。）は、保有個人情報を取り扱う情報システム（セキュリティ対策規程第2条第2号に定めるものをいう。）の管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のために必要な情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する教育研修を行うものとする。</u></p> <p><u>3 保護管理者は、当該部局の職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のために、前2項に定める教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措</u></p>

改正前	改正後
<p>第3章 個人情報の取扱い (個人情報の保有の制限等)</p> <p>第7条 (略) (中 略) (正確性の確保)</p> <p>第10条 保有個人情報を取り扱う職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の職員等は、取り扱う保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合は、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。 (安全確保の措置等)</p> <p>第11条 } (略) 2～4</p> <p>5 保有個人情報が<u>京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程(平成15年達示第43号)</u>第3条第1項第4号、第5号又は第6号に該当する場合、当該保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の管理は、前各項に定めるもののほか、同規程の定めるところによる。 (中 略) (保有個人情報取扱い業務受託業者に対する措置要求)</p> <p>第15条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、<u>保護管理者は</u>、委託先において保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必</p>	<p><u>置を講ずるものとする。</u></p> <p>第3章 個人情報の取扱い (個人情報の保有の制限等)</p> <p>第7条 (同 左) (正確性の確保)</p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>2 <u>保有個人情報を取り扱う職員等は、保有個人情報を情報システムに入力する際には、その重要度に応じて、既存の保有個人情報の確認、入力原票と入力内容との照合、入力前後の保有個人情報の照合等を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の職員等は、取り扱う保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合は、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。</u> (安全確保の措置等)</p> <p>第11条 } (同 左) 2～4</p> <p>5 <u>保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限(以下「アクセス権限」という。)を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員等に限る措置を講じるものとする。</u></p> <p>6 <u>アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。</u></p> <p>7 <u>職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、利用目的以外の目的のために保有個人情報にアクセスしてはならない。</u></p> <p>8 <u>保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。</u></p> <p>9 保有個人情報が<u>セキュリティ対策規程</u>第3条第1項第4号、第5号又は第6号に該当する場合、当該保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の管理は、前各項に定めるもののほか、同規程の定めるところによる。 (保有個人情報取扱い業務受託業者に対する措置要求)</p> <p>第15条 <u>保護管理者は</u>、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託先において保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要</p>

改正前	改正後
<p>要な措置が講じられていることを確認し、かつ、書面により、委託先における<u>責任者等の管理体制</u>、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項その他個人情報の管理に関し必要な事項を確認し、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者が選定され、及び当該委託に係る契約書に次に掲げる事項が明記されるよう必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 個人情報に関する秘密保持等の義務</p> <p>(2) 再委託の制限又は条件に関する事項</p> <p>(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項</p> <p>(4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項</p> <p>(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項</p> <p>(6) 違反した場合における<u>契約解除の措置</u>その他必要な事項</p> <p><u>2</u> 第16条 (略)</p> <p>(監査)</p> <p>第17条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。</p> <p>(点検)</p> <p>2 保護管理者は、当該部局における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。</p> <p>(評価及び見直し)</p> <p>3 <u>前2項の報告を受けた総括保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、保有個人情報の適切な管理のための措置について、実効性等の観点か</u></p>	<p>な措置が講じられていることを確認し、かつ、書面により、委託先における<u>責任者及び業務従事者の管理並びに実施に係る体制</u>、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項その他個人情報の管理に関し必要な事項を確認し、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者が選定され、及び当該委託に係る契約書に次に掲げる事項が明記されるよう必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 個人情報に関する秘密保持、<u>目的外利用の禁止等の義務</u></p> <p>(2) 再委託の制限又は<u>事前承認等再委託に係る条件に関する事項</u></p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 違反した場合における<u>契約解除、損害賠償責任</u>その他必要な事項</p> <p><u>2</u> 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における<u>個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 保護管理者は、委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。</p> <p><u>4</u> 第16条 (略)</p> <p>(監査)</p> <p>第17条 (同左)</p> <p>(点検)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(評価及び見直し)</p> <p>3 <u>総括保護管理者及び保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、保有個人情報の適切な管理のための措置について、実効性等の観点から評価</u></p>

改正前	改正後
ら評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。 (後 略)	し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。 附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。